呉工業高等専門学校　教員の公募について

機械工学分野の教員を募集します。専門分野は機械工学で，設計工学，ものづくり技術に関する授業，実験・演習系科目の教育と研究を推進できる方を求めます。

１．公 募 番 号　ＫＮＣＴ－２６０２ｂ
２．職名・人員　准教授，講師または助教のいずれか１名
３．担 当 科 目　設計関連授業，工学実験，卒業研究，特別研究等を担当していただく予定
４．応 募 資 格　次のいずれにも該当する方
(1)　博士の学位を有する方又は修士の学位を有しており博士の学位を取得見込みの方
(2)　高等専門学校の教育・研究とともに学生指導を含む各種校務にも熱意をもち，教育と研究を両立できる方
５．採用予定日　**令和９年４月１日以降のできるだけ早い時期**
６．応 募 期 限　**令和８年１２月２４日（木）［必 着］**
７．任　　期　なし（ただし，着任時に博士の学位を有していない方は，５年間の任期付助教として採用し，任期中に博士の学位を取得した際には任期を付さない教員となります。）
８．選 考 方 法　第１次選考　書類審査
第２次選考　面接（その際，模擬授業，ならびに今後の研究や教育に対する抱負を２０分程度でプレゼンテーションしていただきます。）
※　面接に伴う旅費及び宿泊費等は応募者の負担となります。
９．提 出 書 類　(1)　履歴書（第１号様式）
(2)　著書・論文一覧等（第２号様式）
(3)　主要な著書・論文の別刷または写し(第３号様式)
(4)　各種研究助成金・補助金の取得状況(第４号様式)
(5)　これまでの研究成果および教育実績を踏まえた着任後の教育・研究に対する抱負(1,500 字程度）（第５号様式）
(6)　教育・研究について問い合わせのできる方(１名)の氏名と連絡先及び推薦書(第０号様式)（ただし，博士の学位を有する方は推薦書不要）
※ 様式は，https://www.kure-nct.ac.jp/koubo/index.html（教員の募集ページ）からダウンロードできます。
10．書類提出先　≪郵送の場合≫
〒７３７－８５０６ 呉市阿賀南２－２－１１
呉工業高等専門学校　総務課人事係　ＴＥＬ：０８２３－７３－８４０５
（封筒に「公募番号ＫＮＣＴ－２６０２ｂ」と朱書し，簡易書留で郵送してください。）
※　応募書類は原則として返却しませんが，返却を希望される方は「返信用封筒（切手を貼付のこと)」を同封してください。
≪Web の場合≫
JREC-IN Portal Web 応募により提出書類を１つの PDF にまとめてアップロードし，ファイル名は「KNCT-2602b_氏名」としてください。
11．問い合わせ先　呉工業高等専門学校　機械工学分野教授　水村　正昭
ＴＥＬ：０８２３－７３－８４５０
E-mail：m-mizumura@kure-nct.ac.jp
12．そ　の　他　・本校は，男女共同参画を推進しており，教育力・研究力等の総合評価において同等と認められた場合には，女性を優先的に採用します。
・就業規則については，https://www.kosen-k.go.jp/about/release/（国立高等専門学校機構情報公開のページ）をご参照ください。
・応募書類に含まれる個人情報は，本人事選考の目的のため使用するものであり，本校以外の第三者に提供又は公表することはありません。
・本業務へ従事するに当たっては，令和８年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき，特定性犯罪の前科の有無を確認するた

めの犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は，こども性暴力防止法に基づき，本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため，本校の採用条件の一つとして，特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため，予め，採用選考過程において，誓約書により，特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」，「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。